ツキノワグマの推定生息数等について

ツキノワグマの被害リスクを低減しつつ、生息数の維持を図るため、兵庫県及び鳥取県と捕獲履歴等の情報を共有し、ツキノワグマの東中国地域個体群の生息数を推定した。

１　推定生息数

(1) 推定手法

兵庫県、鳥取県及び岡山県における令和７年 12 月末までの東中国地域個体群の捕獲履歴情報を基に、統計的手法を用いて推定した。

(2) 令和８年当初の推定生息数

中央値　710 頭（95%信用区間：515 頭～954 頭）

（参考１）東中国地域個体群におけるツキノワグマ推定生息数（中央値）の推移

年度	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
推定生息数（頭）	808	859	805	763	710

※推定生息数は各年度当初に推定した数値

２　狩猟の取扱い等

平成 29 年度から、狩猟によるツキノワグマの捕獲を一部解禁しているが、推定生息数が 800 頭を下回っており、乱獲等による急激な個体数の減少を防ぐため、今年度は狩猟自粛を要請する。

なお、推定生息数に基づく今年度の捕獲数の上限は 56 頭※であるが、地域住民の精神的被害や人身被害、農林業被害の防止のために必要と認められる場合には、捕獲数の上限を超えた場合であっても有害鳥獣捕獲許可を認める。（※推定生息数 710 頭×8%＝56 頭）

（参考２）県内におけるツキノワグマの出没状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
出没件数	56	61	98	87	237	126	186	222	170	175	127	119	134	42
錯誤捕獲	3	8	16	4	28	12	7	11	12	10	7	5	6	3
有害捕獲等	2	0	1	0	13	3	9	11	18	18	17	10	18	2
狩猟	／	／	／	／	／	1	1	2	0	0	0	0	0	0

※１　錯誤捕獲は、イノシシやシカ等のわなにクマが誤って捕獲され、奥山に放獣したもの。

※２　有害捕獲等は、集落や人家付近に出没したため殺処分したもので、交通事故等による死亡を含む。